

平成 19 年 5 月 18 日

各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目 10 番 16 号
S B I フューチャーズ株式会社
代 表 取 締 役 織 田 貴 行
(コード番号: 8 7 3 5)

問合せ先:
取締役管理本部長 入 江 健
(電話番号: 03-3663-6122)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 20 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、公告期間中に公告事項を継続して掲載することにより閲覧の利便性を高めるため、変更案第 4 条のとおり、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 当社株式が平成 18 年 5 月 31 日をもって大阪証券取引所ヘラクレス市場へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、所要の変更（変更案第 8 条第 3 項及び第 10 条）を行うものであります。
- (3) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするため、所要の規定を第 32 条として新設するものであります。
- (4) 上記の条文新設に伴い、条数の繰下げを行うとともに、併せて一部字句の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 20 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 20 日（水曜日）

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>取扱</u>わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>委託</u>し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎事業年度<u>末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>株主</u>の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第31条 (現行どおり)</p>

(次頁に続く)

